

Q&A 観光チャレンジサポート補助金

Q1 採択されれば、イベントに着手してもよいですか？

⇒採択決定後、交付申請手続きが必要になります。事業の開始は申請手続き終了後、市から通知された交付決定通知書（様式第2号）に記載の交付決定日以降に着手してください。それ以前に着手したり、前払いした経費は補助対象外です。

Q2 申請後、補助金を受け取ることができるのはいつですか？

⇒補助金の交付は、事業終了後になります。提出された補助金実績報告書（様式第5号）をもとに補助金額が確定され、請求書に記載された口座に振り込まれます。

Q3 どのような事業が補助対象になりますか？

⇒補助対象となる事業は、次の事業です。

- ①観光イベント事業
- ②観光宣伝に関する事業
- ③観光資源の開発または観光関連施設の整備に関する事業
- ④特産品の開発及びその普及促進のための事業

Q4 どのような経費が補助対象になりますか？

⇒【補助対象経費の例】

- ポスターやチラシ等の印刷製本費または広告費
- 文具・用紙などの消耗品
- イベントに関わる講師等の謝金
- 備品のレンタル代、会場設営にかかる費用
- 施設等の使用料 等

【補助対象とならない経費の例】

- 給与、賃金、手当 ○交際費 ○慶弔費 ○飲食費 ○備品購入費 等

Q5 審査会ではどのような基準で審査がされるのですか？

⇒審査会では、提案者の応募書類や持参いただいた資料、ヒアリング等を参考にした上で、下表の採点ポイントに基づき審査員による審査が行われます。

観光振興	観光客の誘致につながるか
	本庄市の魅力を高める事業か
	観光への波及効果が見込めるか
目的合致性	地域の活性化につながるか
	独創的な取り組みになっているか
	本庄市の特性が活かされているか
実現性	事業の企画提案に無理はないか
	事業のスケジュールが適切か
	予算書の見込みが適切か
その他	ターゲットが明確になっているか

Q6 審査会には、ヒアリング用に作成した資料を用意しても良いのですか？

⇒問題ありません。

Q7 審査会の結果、採択された団体が多数あった場合、どのように補助金交付額を決定するのか？

⇒審査会の結果、採択団体が7団体以上あり、採択団体の補助金交付希望額の合算額が補助金の予算額を超過した場合は次の式で補助金を按分し、千円未満を切り捨てた金額を交付決定額とします。

採択された団体の補助金希望額×(補助金予算額÷採択された全ての団体の補助金希望額の合算額)

Q8 連続する3年を限度として補助事業とすることができるとありますが、2～3年間にわたって行う事業も補助対象ですか？

⇒当補助金は単年度で終了する事業のみを対象としております。また、「連続する3年を限度として補助事業とすることができる。」としておりますが、補助を受けるには年度ごとに申請をいただき審査会で採択される必要があります。

Q9 申請書の提出書類は、市役所へ直接持参すれば良いのですか？

⇒**申請書の提出前に事前相談が必要です。**事業内容が観光振興チャレンジサポート補助制度の目的や対象として適合するか確認が必要です。また、制度や提出書類の説明を行いますので、事業実施内容を決めた段階で必ず商工観光課まで事前にご相談ください。事前相談なく申請した場合、受理できないことがあります。

なお、事前相談後の申請書等の提出は、郵送またはメールでも可能です。

Q10 事業の途中で当初の予定から内容を変更することは可能ですか？

⇒変更が生じる場合は速やかに事務局にご相談ください。軽微な変更は認められますが、交付申請事業の根本的な部分を変更することは認められません。その場合は補助金の申請を取り下げさせていただきます。